

(特約あり／なし兼用)

学生教育研究災害傷害保険

(略称「学研災」)

加入者のしおり

あなたはこの保険の加入者です。
あなた自身がけがを負った場合等の万一の事故に備え、ぜひご一読ください。

この保険は学生個人に対して保険証券を発行しておりません。
この冊子を保険証券の代わりとして大切に保管してくださ～い！



〈ご加入の覚え〉 学生ご本人がご記入ください

加入 年度	年度	保険 期間	年間	通学特約 有・無	接触感染特約 有・無
氏名					

- (ご注意) 1 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中の事故については、「**学生教育研究災害傷害保険 (略称「学研災」) 普通保険**」および「**通学中等傷害危険担保特約 (略称「通学特約」)**」に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。
- 2 接触感染による感染症予防措置を受けた場合については、「**学生教育研究災害傷害保険 (略称「学研災」) 普通保険**」および「**接触感染予防保険金支払特約 (略称「接触感染特約」)**」に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。



ご加入者の皆様へ

本保険の内容および「被保険者（補償を受けることができる方）」である皆様の義務などについては、学生教育研究災害傷害保険普通保険約款、通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約等の規定が適用されます。

この「しおり」は、保険証券の代わりとなります。万一の場合に備えて、ぜひご一読の上、お手元に保管してください。

〈目 次〉

- I. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の概要（P1～P5）
 - 1. 保険期間
 - 2. 対象となる活動範囲
 - 3. 保険金の種類と金額
 - 4. 保険金支払例
 - 5. 保険金をお支払いしない主な場合
 - 6. 契約内容変更（転部・退学・休学）の場合の手続き
- II. 事故が起きたときの手続き（P6）
 - 1. 事故の通知
 - 2. 保険金の請求手続き
- III. 重要事項説明書（P7～P8）
 - 1. 契約概要
 - 2. 注意喚起情報
- IV. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）（P8）

学生教育研究災害傷害保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」といいます。）と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については本協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

3. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	1,200万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	600万円

(2) 後遺障害保険金(*1)

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 72万円～1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 36万円～900万円

(*1)
死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみお支払いします。

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種類別		治療日数(*2)	医療保険金	入院加算金 (180日限度)	
(治療日数1日から対象) 正課中・学校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～3日		入院1日につき4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます)
	(治療日数4日以上が対象) 課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	(対象外)	(対象外)	4日～6日	
		(対象外)	(対象外)	7日～13日	
		(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	14日～29日	
		(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	30日～59日	
		(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	60日～89日	
		(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	90日～119日	
		(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	120日～149日	
		(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	150日～179日	
(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	180日～269日			
(治療日数14日以上が対象)	(治療日数14日以上が対象)	270日～	300,000円		

 入院した場合

(*2)

実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

注意事項

- (1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- (3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金(*3)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円(定額払)

(*3) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

9. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、この「加入者のしおり」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

10. 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、この「加入者のしおり」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、ご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険(株)はご加入を取り消すことができます。

加入を取り消すことができます。

- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
- 以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険(株)はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険(株)にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
<p>保険に関するご意見・ご相談は</p> <p>※加入状況・契約内容変更についてはまずは学校窓口へご連絡ください。 (引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 公務第二部 文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4 ☎ 0120-587-050(フリーダイヤル)</p> <p>事故のご相談は</p> <p>東京海上日動学校保険コーナー ☎ 0120-868-066(フリーダイヤル) ※学校保険コーナーにつながりますので、学校ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。 受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は除く）</p>	<p>東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)</p> <p style="text-align: center;">  0570-022808 <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始は除く） </p>

IV. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）

東京海上日動事業所	事業所所在地
東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第三チーム（学校保険コーナー） フリーダイヤル 0120-868-066	〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング

加入内容・加入確認・諸手続等についてのお問い合わせは、
在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター
等）へお願いします。

発行者 公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5275

<https://www.jees.or.jp/>

令和6年10月作成

けが等を
した場合は…

保険金請求手続きについて

事故が起きた場合、

下記手順で手続きしてくださ～イ



- 事故を学校に報告し、保険会社（東京海上日動）への事故通知手段を確認する。



- 東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に、事故通知ハガキ（切手不要）・SkettBook^(※)・携帯・パソコン・FAXのいずれかで事故を通知する。

※ SkettBookは学校によってご利用いただけない場合があります。



(事故通知システム)
トップページ

- 通院中の領収書等を受け取り保管する。



- 学校から保険金請求書を手りする。



- 治療完了後に保険金請求書（学校で証明欄に記載をしたもの）を東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に送付する。
※送付先はP8をご参照ください。



- 東京海上日動から保険金が支払われる。